

低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託仕様書

1 業務内容

低濃度PCB廃棄物（変圧器3台）の収集・運搬及び処分

2 業務委託概要

(1) 低濃度PCB廃棄物

ア 低濃度PCB廃棄物の保管場所

門真市立門真市民プラザ 電気室内（大阪府門真市北島546）

イ PCB廃棄物の数量・保管形状・種類等

廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分
	定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)	
変圧器 (トランス)	50kVA	(株)愛知電機工作所 (現:愛知電機(株))	B162808	昭和55年	不燃性 (合成絶縁油)	1台	200.0kg	低濃度
変圧器 (トランス)	50kVA	(株)愛知電機工作所 (現:愛知電機(株))	B162906	昭和56年	不燃性 (合成絶縁油)	1台	200.0kg	低濃度
変圧器 (トランス)	50kVA	(株)愛知電機工作所 (現:愛知電機(株))	B162908	昭和56年	不燃性 (合成絶縁油)	1台	200.0kg	低濃度

※詳細については、PCB分析結果報告書及び変圧器の掲示は別紙1を参照すること。

(2) 搬出・搬入

ア 保管場所から車両積み込み場所までの移動は受注者が行うものとする。車両積み込み場所は、建物敷地内とする。保管場所からの搬出、積み込み、処分の完了まで法令に基づき適正に処理すること。

イ 車両への積み込み及び処理場への搬入については、受注者が行うものとする。なお、PCB廃棄物の寸法により解体が必要なときは受注者が行うものとする。

ウ 保管場所での作業に必要な水、電源、ケーブル、分電盤等の機材については、原則として受注者が準備するものとする。

エ 保管場所から車両積み込み場所までのルートについては、別紙2から別紙5を参照すること。

(3) 運搬

ア 運搬車両は「PCB廃棄物の収集運搬業に係る都道府県知事等の許可」を受けているものとする。

イ 運搬の日程については別途協議とする。

(4) 無害化処理

ア 受注者の処理場で行うものとする。

イ 処理場は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4の第1項に基づき無害化理認定」又は「微量PCB汚染廃電気機器等の処分業に係る都道府県知事等の許可」を受けているものとする。

(5) 処分

無害化処理後の廃棄物は、関係諸法令に基づき、適正に処分するものとする。

3 法令等の遵守

本業務の履行に当たっては、最新の下記法令、告示およびその他の関連法令に準拠するとともに関連する自治体の条例および行政指導等に従うものとする。また、諸法令の運用、適用は受注者の負担と責任において行うものとする。手続きに用いる図書等で、発注者が保有するものについては、これを貸与又は支給する。

(1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(4) 微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン

(5) 労働安全衛生法

(6) 消防法

(7) その他関係法令、規格、行政指導等

4 提出書類

収集・運搬業務及び処分業務毎に必要な書類の提出時期、種類は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データで提出する。電子データの提出方法は、CD-R等の記録媒体、メール又は大容量送受信サービスによって本市が指定するURLにアップロードする方法によるものとする。

(1) 現場作業前

ア 計画工程

イ 業務計画書

ウ 諸申請、届出書類の写し

(2) 委託業務完了時

ア 業務完了報告書（業務写真）

撮影箇所は、積込、積込確認、積込完了、処分場到着（看板共）、処分場搬入、積降時の写真（計6枚程度）

イ マニフェスト

・ マニフェスト伝票 B2票（排出事業者の運搬終了確認用）

・ マニフェスト伝票 D票（排出事業者の処分終了確認用）

- ・ マニフェスト伝票 E票（排出事業者の最終処分終了確認用）

5 その他

- (1) 仕様書に記載が無いものであっても、法令、現場状況等に応じ、必要と認めた作業、業務については、受注者の負担で行うものとする。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は、発注者、受注者により協議するものとする。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ア 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに大阪府警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ アにより大阪府警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。また、発注者への報告は必ず文書で行うこと。
 - ウ 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

6 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで